

Title	色川三中編纂『常総遺文』の構造(上)
Sub Title	Irokawa Minaka's "Jyosouibun" (1)
Author	盛本, 昌広(Morimoto, Masahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.1/2 (1999. 1) ,p.145- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

色川三中編纂『常総遺文』の構造 (上)

盛 本 昌 広

はじめに

近世には各地で様々な目的で中世文書の調査や収集が行われ、その成果は古文書集としてまとめられていた。

近世前期からいくつかの藩では家譜・藩史・地誌編纂の目的で古文書の収集が行われ、秋田藩の場合は佐竹家譜編纂のために家臣から古文書を提出させ、収集した文書を編纂していた（いわゆる秋田藩家蔵文書）。佐竹氏のような中世以来の歴史を誇る外様大名では、他の大名に比べて古文書収集や藩史編纂が盛んであり、毛利氏は『萩藩閥閲録』、伊達氏は『伊達氏治家記録』、上杉氏は『歴代古案』、島津氏は『薩藩旧記』などを編纂していた。こうした外様大名の指向性をもたらしただ原因としては、歴史の浅い譜代大名に比べて、中世以来の歴史を意識し

ていて、それを譜代大名に対抗するためのアイデンティティーにしようとしていたとも考えられる。

水戸藩は大日本史編纂のために全国各地の古文書を収集し、それを編纂した古文書集が彰考館に集積された。

同藩では地誌『水府志料』編纂のために領内の村から村内の事象を書上させ、同時に村内に残る中世文書も提出させていた。一方、幕府は『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』編纂の際に系図を提出させている。また、旗本・御家人からは古文書を提出させ、計十七冊の古文書集を編纂している（国立公文書館所蔵）。この古文書集には「記録御用所」の印が捺されているので、『徳川実紀』の編纂と関連すると見られる。

このような幕府や藩主体の古文書収集は近世を通じて行われたが、近世後期には民間人による収集も盛んにな

り、常総地域では色川三中・清宮秀堅・長島尉信・宮本水雲・秋葉孫兵衛による収集が著名である。従来から彼らが編纂した古文書集は中世史研究の史料として利用されてきたが、編纂の動機や背景、文書の筆写の過程に関してはあまり注意が払われていなかった。近年、地誌や旧記編纂の動機や編纂が行われた社会的背景が解明されつつあるが、⁽¹⁾古文書集の場合も同様の視角による研究が必要である。⁽²⁾

そこで、本稿では色川三中が編纂した『常総遺文』の編纂の過程や動機、編纂が行われた社会的背景、収録されている文書の性格などに検討を加えていく。『常総遺文』は複数の家や寺社所蔵文書の集合体なので、まず、各文書の所蔵者を明らかにし、その上で各文書の筆写者を推定する。三中は田制史研究を行っていたことが知られているが、⁽³⁾収集文書から田制史に関する認識を得ていたことが、『常総遺文』の注記から判明するので、この点に関して言及を加えたい。さらに、『常総遺文』収録の文書の検討を通じて、村落上層民による史料収集や由緒書の作成、由緒書と古文書の関係、史料収集や由緒書を生んだ社会的背景についても考察を加えたい。

注

(1) 岩橋清美「近世村落における名主の文書管理と「旧記」の作成」(『法政史学』四六 一九九四年)、「近世における「旧記」の成立」(『法政史学』四八 一九九六年)。井上攻「増上寺の由緒と諸役免除闘争」(『日本史研究』三二四 一九八九年) 白井哲哉「近世政治権力と地誌編纂」(一九九七年歴史学研究大会報告) など。

(2) こうした点に関しては、拙稿「地域史と地誌編さん」(『龍ヶ崎市史研究』九号 一九九七年)、「近世における小田氏関係史料収集の背景」(『史苑』第五八巻二号 一九九八年)、「大久保真菅の史料収集」(『茨城県史研究』第八〇号 一九九八年)、「色川三中と「藤左衛門旧記」」(『龍ヶ崎市史研究』十号 一九九八年)、「龍ヶ崎市史中世編」第一・八章、で扱っている。

(3) 中井信彦『色川三中の研究 伝記編』(塙書房 一九八八年)、「色川三中の研究 学問と思想編」(塙書房 一九九三年)。

1 『常総遺文』収録の各文書の所蔵者と筆写者

『常総遺文』はその表題に端的に示されているように、常陸と下総に存在する文書を収集したものである。こうした地域的名称を持つ古文書集の例としては、中山信名の『常陸遺文』が著名である。信名は常陸出身で塙保己一に弟子入りした後、和学講談所に従事し、『群書類

従』『武家名目抄』などを編纂したことで知られるが、特に出身地である常陸関係の史料収集に務め、収集した常陸関係史料を編年に整理した『常陸編年』、常陸一國の地誌を叙述した『新編常陸国誌』などを著した。⁽¹⁾

三中は信名の蔵書を買取ったが、その蔵書に含まれていた『常陸遺文』に刺激を受けたと思われる。『常陸遺文』収録の史料は常陸北部の水戸藩領内のものが大部分を占め、三中が居住していた土浦周辺の史料は欠如していた。三中には信名がやり残した『新編常陸国誌』を完成させるという目標もあり、『常陸遺文』に漏れている常陸南部や下総国関係史料の収集を企図したと思われる。また、親交が深い長島尉信も多くの古文書集を収集・編纂⁽²⁾していて、これに対抗しようとする意図もあり、『常陸遺文』や『続常陸遺文』をまとめたのであろう。この収集には後述するように、三中と同様の指向性を持つ長島尉信・清宮秀堅・宮本水雲・大久保真菅らが関係し、筆写した文書が三中に送られていた。⁽³⁾

『常陸遺文』は全八巻からなるが、巻六は欠本なので、計七冊が現存する。原本は静嘉堂文庫に所蔵されているが、東京大学史料編纂所には明治十四年に三中の子孫である色川三郎兵衛家で筆写した写本がある。巻一から順

に各文書の所蔵者と筆写者に関して検討を加えていく(注の後に収録文書の一覧表を挙げた)。

巻一は六種類の史料群からなる。最初の史料群には所蔵者が明記されていないが、佐原の伊能茂左衛門家文書(東大史料編纂所に影写本あり、原文書は国立歴史民俗博物館所蔵)には武田信玄書状など『常陸遺文』収録と同一の文書があり、同家文書であることは明らかである。⁽⁴⁾ この史料群の最後には「伊能氏天正九年二佐原村二出ル、七郎右衛門ハ二代目ヲいふ。三郎右衛門の家とハ兄弟也、前々出セ候鮭の事の文書ハ神君駿河に御座候時被仰付候物とそ。三郎右衛門所蔵之此時の文書尚多くありて明らかニしらるゝと云」という注記があり、近世初期には七郎右衛門を名乗っていたことがわかる。影写本の奥書には「明治十九年三月千葉県香取郡佐原村伊能茂左衛門蔵書ヲ写」とあり、明治時代には茂左衛門を名乗っていた。注記によれば、七郎右衛門と三郎右衛門は本来は兄弟であり、三郎右衛門家には家康の時期の文書があるという。三郎右衛門家は著名な伊能忠敬を出した家であり、同家の文書も現存し、特に六代目景利が編纂した「部冊帳」は有名である。⁽⁵⁾ この「部冊帳」は佐原周辺の歴史を書き記したもので、『常陸遺文』巻三収録の新嶋領関係

文書と密接な関係があるが、この点に関しては五章で検討する。

影写本によれば、各文書に注記があり、七郎右衛門は自家所有の文書の考証を行っていた。たとえば、『常総遺文』収録の梶塚主水判物には「梶塚主水者寛永度ヨリ万治度ノ頭新田開発掛之御代官ナリシ、七郎右衛門者我祖也、三郎右衛門者一族也」という注記があり、梶塚主水が新田開発担当の幕府代官であつたことが述べられている。

また、『常総遺文』収録の播磨印判状には「青山播磨守忠成君ヲ今時六万石丹波国多紀郡篠山城主下野守忠良君ノ御先祖也、天正十八年関東御入国後、文禄度被仰蒙惣奉行職、慶長度ハ当辺小見川・佐倉二城御預り慶長六年ヨリ岩ヶ崎城モ御預り、慶長十三年右三城敗城被仰出、右城地之私領江御渡しニ成ル、是御状ヲ文禄度歟、三名者七右衛門ソ林氏也、勘解由者伊能氏也、御代官ハ吉田佐太郎殿別ニアリ(以下略)」とあり、青山忠成の経歴や文書発給時期などを考証している。文書に関する考証を注記という形式で付け加えるのは三中也も共通し、文書の歴史的背景を認識しようとする意思を示している。これらの注記を行ったのは誰であろうか。影写本には

伊能茂左衛門裏書として、佐原に関する諸々の事象が記されているが、その中に「余醤油造再興、天保十一子年也、翌丑年売出、生揚上壺樽壺貫式拾四文、次八百文並六百七拾貳文」とある。この裏書と注記の筆跡は同一と見られ、注記の筆者は醤油醸造を再興した人物となる。鈴木ゆり子氏の研究によれば、伊能家が醤油醸造業を再興して販売を開始したのは、文政十一年(一八二八)であり、裏書の記述と年代が異なり、この裏書の内容は検討の余地がある。とは言え、注記では文政・天保年間の事象を同時代のものとして記述しているので、この時期の伊能家当主が注記と裏書を書いたことは間違いない。^(?)

伊能家文書の筆写者に関する三中の注記は存在しないが、佐原在住で三中和交流が深かった清宮秀堅が筆写した可能性が高い。以下で述べるように、『常総遺文』には秀堅が筆写した文書が多数含まれている。清宮秀堅と伊能家は交際があつたと思われるが、この点は明らかではない。

卷一の二番目の史料は千田庄三蔵村検地帳である。これには「右、香取郡本三倉村富沢倉之丞と申名主之預り物ニ御座候、小生方へ二冊写取置申候、(中略)大縄とハ三百六十歩壺反之事と相見申候、御考如何」の注記が

あるが、これは筆写者が三中に送った書状の一節と思われる、筆写者は本三倉村（千葉県多古町）の名主から検地帳を預かり筆写し、三中に大縄の意味を問い質している。この検地帳も筆写者は明記されていないが、三中与書状のやり取りを行い、本三倉村の近隣に住むという点から、清宮秀堅と考えられる⁽⁸⁾。

卷一の三番目の史料群は勝願寺文書で、筆写者は大久保真菅である⁽⁹⁾。四番目の史料は高田郷検地帳抄で、『高田村宮内清右衛門所蔵』という三中の注記があり、所蔵者は宮内氏である。清宮秀堅編纂の『下総旧事』にはこの検地帳抄と全く同一の写しがあり、秀堅が筆写したものが三中に送られたと思われる。『常総遺文』には検地帳しか収録されていないが、『下総旧事』には千葉氏黒印状などの中世文書も収録されている。これらと同一文書が宮本水雲編纂の『常陸志料』⁽¹⁰⁾（筑波大学図書館所蔵）にも収録されている点も注目される。『常陸志料』への収録の経緯としては、①秀堅の写しを水雲が筆写、②水雲独自の筆写、の二通りが考えられるが、どちらかは断定しがたい。

五番目の史料は八日市場堀口由緒書の抄出と訴状である。この由緒書は長文のものと思われるが、「堀口半七

郎成芳、正徳五年乙未^未関東御代官被仰付、享保五^寅五月病死。正左衛門覚書ニ半七様寛永元扇嶋御立被成と申は誤なり」の部分しか収録されていない。寛永年間の新嶋領の幕府代官に堀江半七がいるが、この由緒書では半七を堀口氏と捉え、一方の「正左衛門覚書」は堀江半七の事績を記していて、齟齬が生じている。八日市場堀口由緒書には『此書潮来村石田氏フスマノ下ばり出る』という注記があり、潮来村の石田家文書であることがわかる。また、訴状にも「石田古書」の注記があり、同じく石田家文書となる。筆写者は不明だが、潮来在住の宮本水雲の可能性が高い。

六番目の史料は山口家旧記で最初に「右北条町山口氏所蔵案」、最後に「カ、ル偽リ文ヲハ、アタラ光陰ヲ費シカク写シオクコトハ、世ノ人ソノ偽リノサマヲモ知リ置テカ、ル類ニマトハサル、無ランコトヲ思ヘハナリ、嘉永三戌九月三日長嶋翁此本書ヲ懐ニシ、朱テ印ニ示スソノマ、写シ置テ後ノイマシメニ備フルモノ也」という注記がある。この注記から所蔵者は北条町の山口氏であり、長島尉信が筆写したものを三中が写したことがわかる。三中はこの旧記を偽文書と断定しているが、内容は歴史的事実とは認められず、三中の言うように虚構のも

のと見られる。

尉信の著述『筑波郡北条村之事』の一節には「尉信按(中略)山口・宮本ハ真壁の遺民か」とあり、尉信は北条村の歴史を調査し、山口氏を真壁旧臣と推定していた。この山口家旧記も尉信が山口家を訪れて、その存在を知ったものと思われる。

卷二は六種類の史料群からなる。最初の史料は「酒寄弥八郎蔵」という注記から、酒寄家所蔵文書とわかるが、居住地は不明である。文書の袖には結城晴朝の花押があるので、酒寄氏は結城家臣であり、結城氏の支配領域内に居住していたと思われる。二番目の史料は結城晴朝願文で、所蔵者は八丁村新長谷寺、筆写者は大久保真菅である。⁽¹²⁾

三番目の史料群は「以下七葉下総結城 中里作右衛門守常所蔵」という注記から、結城の中里家文書とわかる。⁽¹³⁾ 中里家は結城家旧臣の集まりである結城十人衆の一人で、近世を通じて結城氏旧臣として様々な活動をしていた。たとえば、嘉永五年(一八五二)二月に行われた結城朝光(結城家初代)の六百回忌では、朝光の御霊屋の建替を計画し、法事にも出席するなど中心的な役割を果たした。中里家文書は結城氏発給文書からなるが、こうした

文書の所有は結城氏旧臣の証明であり、同時に自家の由緒を対外的に誇示するものであった。

中里文書の筆写者は明記されていないが、中里家や結城と関係があった人物と思われる。朝光の六百回忌の際に結城十人衆と同席した人物に山川五郎右衛門がいる。山川氏は戦国時代には結城氏の目下の同盟者であったが、関が原合戦後に結城秀康の家臣として越前に移った。ところが、ある事情で山川氏は出奔し、家文書の一部を携えて本貫の地である山川に戻り、その子孫は五郎右衛門を名乗ったが、越前藩への復帰を願い仕官活動を行った。六百回忌への参加も結城氏との由緒を強調することで、仕官を果たす目的があったと思われる。このように、中里家と山川家は結城氏を媒介にして交際があった。

三中の弟子大久保真菅は五郎右衛門と交流があり、嘉永年間に結城氏の子孫川越藩松平氏が行った『結城御代記』の編纂に関係していた。⁽¹⁴⁾ この点から真菅が五郎右衛門から山川家文書を筆写した可能性が高い。一方、真菅の日記には中里氏に関する記事はないが、山川氏を仲立ちにして、中里文書を筆写したとも考えられる。

四番目の史料群は「常州真壁郡下谷貝村中原清右衛門所持」という注記から、中原家文書であることがわかる。

この文書は現在には中原家から稲葉家に移り、『茨城県史中世編Ⅲ』では稲葉安次郎家所蔵文書として収録されている。⁽¹⁵⁾大久保真菅は中原家と交流が深いので、筆写者は真菅と推測される。⁽¹⁶⁾

五番目の史料群は「以下五枚常州真壁郡下谷貝村市村五郎右衛門尉所持」という注記があり、市村家文書とわかる。この市村家とも真菅は交流があり、筆写者は真菅と推測できる。⁽¹⁷⁾『常総遺文』収録の市村大炊助条書は、稲葉安次郎家所蔵文書の中原吉親条書と二箇所を除いてほぼ同文である。中原吉親条書では「ねこ島にてうち物、飯島新右衛門と申ものうち、つれハ市村大炊助・坂寄小兵衛二御ざ候」とある部分が市村大炊助条書では「ねこ島にてうちもの飯島新右衛門と申者うち、つれハ中原主計其坂寄小兵衛二御ざ候」となり、市村が中原に入れ代わっている。また、中原吉親条書では差出人が中原主計吉親（花押）とあるが、市村大炊助条書では市村大炊助という署名になっている。⁽¹⁸⁾

中原家と市村家の屋敷は下谷貝村内のすぐ近くにある。⁽¹⁸⁾中原吉親条書の方は花押もあり、正文と思われるので、市村家は中原家の文書を借りて筆写し、その際に中原と市村を書き換えたと思われる。市村氏がこの条書を作成

した動機は明らかではないが、以前には武士身分であった由緒を主張するために作成したのかもしれない。

六番目の史料は「此系土浦神田友蔵所蔵同人は原下総国之住此書甚疑しきこと多しといへともいささかとふ処に披而後之搜索之為に写しおくもの也 三中」という注記から、土浦の神田氏の系図とわかる。系図は先祖を平将門としたもので、三中が述べているように疑問が多いが、常総地域に存在する将門伝承の影響を受けて作成されたものと思われる。

卷三は三つの史料群からなる。一番目の史料群は伊勢御師関係文書で、注記から大久保真菅が筆写者とわかる。内容は金丸・柴山村（茨城県下館市）が那須与一により寄進され、それ以来年貢を伊勢神宮に納めていたことを伊勢御師久保倉氏が主張したことに關するものである。⁽¹⁹⁾また、これらの文書の後に「聞書」として金丸・柴山・深見村の年貢や伊勢御師との關係などが書かれている。二番目の史料は高田神社（茨城県東町）の棟札だが、筆写者は不明である。⁽²⁰⁾

三番目の史料群は「十六嶋石田氏留書 合廿七葉」「新島 石田文書」という注記があり、十六島の石田家文書を収録したものである。内容に關しては五章で検討

を加えるが、戦国末期から近世初期に新田開発により成立した十六嶋に関する文書である。筆写者は「以上嘉永六癸丑五月五頭氏所書写」という注記から、五頭玄仲とわかる。玄仲は佐原の医師小川欽斎の子で、天保三年に土浦藩医師となった人で、色川家かかりつけの医師でもあり、三中和交流が深かった⁽²¹⁾。

卷四は幸島・豊田年貢・公事注文と呼ばれるもので、宗任神社に現存する。内容は幸島・豊田両郡に賦課された年貢・公事の注文であり、中世後期の郡内の村名などが明らかに興味深い史料である⁽²²⁾。筆写者は大久保真菅または高橋鞠負（三中の弟子で沼森村の神主の子）と推測される⁽²³⁾。

卷五は二つの史料群からなる。一番目は弘法寺文書が計三十一通収録されている⁽²⁴⁾。二番目は中山法華経寺文書が計七十三通収録されている⁽²⁵⁾。両文書ともに筆写者に関する注記はないが、以下で述べるように清宮秀堅と推測される。

秀堅編纂の『下総古文書類』（東京大学史料編纂所蔵）の卷二と三には「天文十四年正月廿日 一宗之元祖云々 晴氏」のように、文書の年月日・文書の書き出し・発給者が記された「中山法華経寺文書目録」が収録

されている。この目録は計七十三通あり、『常総遺文』収録の法華経寺文書と配列や数が一致しているので、秀堅が三中に法華経寺文書の写しを送り、『常総遺文』に収録されたと見られる。ただし、『下総古文書類』は目録のみで、文書自体は収録されていない。秀堅による法華経寺文書の写しも存在するはずだが、現時点では未発見である。一方、弘法寺文書は『下総古文書類』には収録されていないが、同じ『常総遺文』卷五に収録され、また両文書の写し方が類似している点から、法華経寺文書と同様に秀堅の筆写と推測される。

卷七は九つの史料群からなり、一番目は飯沼付近の絵図で筆写者は大久保真菅である⁽²⁷⁾。二番目の史料群は川尻村（茨城県下妻市）の赤松家文書と下妻の円福寺文書で、筆写者は大久保真菅である⁽²⁸⁾。赤松家文書の内容に関しては、四章で検討する。

三番目の史料には「本木村勝田喜兵衛所蔵」という注記があり、本木村（茨城県大和村）の勝田家所蔵の真壁城家中略記とわかる。また、下野国芳賀郡の根本氏所持の記録を元文二年に勝田金造が写したという内容の注記もある。この略記は真壁氏の家臣団交名で、最初の部分には、関が原合戦後に角館に移った真壁氏を追って、慶

長十五年に角館に移り、翌年から奉公した人物が記したとある。この本木村は室町期以降、真壁氏の所領であった。また、村内の勝田家には慶長二十年の真壁氏幹官途状が残され、同家は真壁氏旧臣であったと思われる。⁽²⁹⁾勝田金造も真壁氏旧臣という意識を持ち、旧主真壁氏に関する史料を収集したのだろう。近世の北関東では、旧臣による旧主に関する史料収集が活発に行われていて、それが三中の史料収集にも反映していた。⁽³⁰⁾この略記の筆写者は不明である。

四番目の史料は「長左衛門新田福田長右衛門所蔵」という注記がある大和源氏福田系図である。この系図は多田満仲の次男頼親に始まり、その孫有光の六代後の光祐が福田四郎を名乗ったとしている。また、系図に続いて、「福田豊後守雅知、下野都賀郡渋沢ニ居住、後縄留ノ館野ヲ田畑ニ開発シ云々、石ノ上下渋沢トノ間ナル故間中ト名付ルナリ」の注記があるが、これは福田家に伝わる開発伝承と思われる。

「館野」（立野）は戦国時代の史料に多く出現する言葉で、特定の人や村が占有している野を意味し、肥料や燃料の採取地として重要視されていたが、その一方で戦国時代から近世初頭にかけて、野を田畑に開発する動きが

進行していた。福田豊後守は思川左岸の低湿地であった館野を新田開発して、間中村（小山市）を成立させた中心人物と考えられる。関東の村には特定の百姓が戦国期や近世初頭に村落の基盤を作ったという草分け伝承が残されているが、この記述も福田家が間中村の草分け百姓であることを示している。福田家は先祖を大和源氏とする系図を作成して、中世には侍身分であったことを主張し、草分け伝承の補強を図ったのではないだろうか。

『常総遺文』には系図のみが収録されているが、秋葉孫兵衛が模写した文書や『下総古文書類』にはこの福田家所蔵の文書が収録されている。⁽³¹⁾その中には石之上や間中に出された北条氏禁制や「なわとめのたて野」に結城や中くき（小山市中久喜）の人馬が入ることを禁止した結城晴朝の禁制があり、注記と符合している。つまり、注記は福田家所蔵文書の内容を踏まえていることになる。また、秋葉孫兵衛模写文書の注記に「右文書六葉者、猿島郡長左衛門新田福田長左衛門之所蔵也、本長左衛門者住于野州都賀郡間中村而蔵之、依転居所齎持也」とあり、福田家は本来は下野国間中村出身であったが、長左衛門新田（茨城県三和町）に転居して、文書を伝えたことが明らかである。

この転居は享保年間に本格的に開始された飯沼の干拓による新田開発に、長左衛門が関与したことによる。⁽³²⁾享保十一年（一七二六）の願書では「飯沼新田之内」の七十町と「渡呂賦御新田之内」の二七町を都賀郡間中村の長左衛門が引き請けている。長左衛門は新田開発が一定の目処が付いた時点でこの地に移住し、開発した土地は長左衛門新田と呼ばれるようになったと思われる。

福田家文書の筆写者に関する三中の注記はない。だが、『下総古文書類』には「長左エ門新田福田長左エ門所蔵」として、①慶長七年正月十五日付、某官途状②乙酉卯月廿三日付、北条家禁制③甲さる拾月十三日付、結城晴朝制札、④卯月付、結城晴朝制札⑤天正十八年八月十九日付、小山秀広宛行状⑥十二月二日付、小山秀堅書状、が収録され、その後に『常総遺文』と全く同じ注記が存在する。この注記の存在により、清宮秀堅が三中に福田家文書の写しを送ったと推定できる。だが、『常総遺文』には六通の文書が収録されず、系図と注記のみが収録された理由は明らかではない。一方、系図が『下総古文書類』には収録されていない点も問題になるが、系図は古文書の範疇に入らないので、秀堅が収録しなかったとも考えられる。

五番目の史料群は「以下古河壺丁目福田小次郎所蔵」という注記から、古河在住の福田家文書であることがわかる。⁽³³⁾この文書は『下総古文書類』収録の福田家文書と全く同一なので、清宮秀堅が筆写したものが『常総遺文』に収録されたと思われる。六番目の史料群には「以下恩名村山川市三郎所蔵」という注記があり、山川家文書と山川系図が収録されている。⁽³⁴⁾この文書の筆写者が大久保真菅である可能性が高いことに關しては前述した。

七番目の史料は「九ふ嶋」の文字がある旗で、『今里村多賀谷又玄所蔵』の注記があり、さらに元龜三年に牛久・阿多賀（足高）での合戦の際に、多賀谷政経の弟経伯が討ち取った阿多賀城主九ふ嶋豊後守の首を、この旗に包んで帰ったという由緒も記されている。この多賀谷又玄家には徳川秀忠宛の豊臣秀吉朱印状も所蔵され、三中編纂の『下総文書』に収録されている。⁽³⁵⁾この文書は多賀谷重経が名護屋参陣を病氣を理由に行わなかったため、家康家臣の井伊・榊原氏に下妻城の仕置を命じたものである。この文書が多賀谷又玄家に存在する理由は明らかではないが、多賀谷氏関連史料として伝えられたと思われる。多賀谷又玄家は常陸に残った多賀谷氏の一族と思われる。旗は多賀谷氏の由緒を示すものであった。『下総

文書』には「高橋氏所贈」とあるので、筆写者は沼森村の高橋相模または息子靱負と思われる。

八番目の史料には『右下総国結城郡山川領矢畑村広瀬甚兵衛所蔵水帳一冊 嘉永六癸丑九十巻ノ首尾ヲ臨書ス』という注記があり、「臨書ス」という文言から筆写者は三中自身と考えられる。筆写は抄録で、最初に「慶長拾七年 子ノ閏拾月拾七日 山川領結城寺新田村御縄打水帳 案内者伊賀」とある検地帳の表紙、続いて字名、一部の屋敷地の記載がある。

九番目の史料群には「以下五帳沼森鷲宮祠官高橋氏所蔵」の注記があり、検地帳と「むまの年かし日記」の二つの史料が収録されている。この史料の所蔵者の高橋家は沼森村（八千代町）の鷲宮神社の神主で、神主高橋相模の子靱負は三中の弟子であった。靱負は検地帳を収集している三中の希望に添うために、自家所蔵の文書を筆写して三中に送ったのだらう。もしくは、検地帳の原本を三中に送ったのかもしれない。検地帳には「わし免」として上・中・下畑合計九反九畝廿四歩が記載され、鷲宮神社には免田が存在した。「わし免」は「高橋将監持分」とされ、実質的には神主高橋家が所有していた。この検地帳の作成年は不明だが、「将監分小楚里作」とい

う分付記載があるので、近世初頭のものとは推測される。

十番目の史料は仁江戸村の人物埴輪の絵で、筆写者は大久保真菅である。⁽³⁶⁾十一番目には宮本水雲の漢詩とそれに関する三中の注記があり、真菅と水雲の交流の一端が判明する。⁽³⁷⁾

巻八は九つの史料群からなる。一番目の史料群は巻七収録の赤松家文書の続きで、筆写者は大久保真菅である。二番目の史料には「土岐治英文書 宮本源之丞所写贈也 追原村所伝、当時龍ヶ崎陣屋の廉中ニ有」という注記があり、龍ヶ崎村名主宮本源之丞が筆写し、三中に送ったことがわかる。文書は江戸崎城主土岐治英の判物で、野境相論に裁定を下したものである。⁽³⁸⁾

三番目の史料には「清宮秀堅所写同人云、夥敷名字見エタレドモ、大字ノ分ノミ略出セリ、年号寺名等ノ所ハ得ス云々」の注記があり、秀堅が馴馬村（茨城県龍ヶ崎市）にある来迎院の多宝塔銘の一部を筆写したもののだが、ごく一部に過ぎない。これに対して、巻八にはより完全な多宝塔銘も記されている。これには「細字ニテ分カリカネ此外略之、右馴馬村山崎茂右衛門所写」とあり、馴馬村名主山崎氏の筆写を三中が入手して、『常総遺文』に収録したことがわかる。⁽³⁹⁾三中は秀堅の筆写では不十分

と考え、より完全なものを求めたと思われる。三中は馴馬村の隣村である河原代村の名主木村家とは親戚であり、その木村家は山崎家と交流があった。木村氏は三中の依頼によって、山崎氏が筆写したものを融通してもらい、それを三中に送ったのではないだろうか。

四番目の史料群には「小高村根本氏所蔵佐竹文書二通之内」の注記がある。二通共に署名はないが、袖に北義憲の花押があるので、確かに「佐竹文書」である。⁽⁴⁰⁾ 筆者者に関しては、注記はなく不明である。また、小高村は常陸国内には二箇所(新治村・麻生町)があるが、どこかは不明である。⁽⁴¹⁾

五番目の史料群には「以下七枚鹿島惣追使所蔵」という注記があり、うち三通の宛先が鹿島宮惣追社人なので、鹿島神社の惣追捕使伝来の文書となる。筆者者に関する注記はないが、鹿島神社の神官北条時隣と長島尉信は交流があり、このルートを通じて、三中が文書を入手した可能性がある。

六番目の史料は井野村(取手市)の小堀河岸にある龍頭山常円寺の縁起で、その内容は次のようなものである。常円寺にある不動明王は元々は千葉常胤の守本尊で、代々の千葉氏により信仰されて靈験を顕してきた。寛永

十七年(一六四〇)に重病に陥った千葉重胤は家臣の椎名右京亮に不動明王を託して、一社を建立するように遺言したため、右京亮は出家して常円を名乗って各地を回り、最後に下総国相馬郡岡村に留まった。ある時、疫病が流行したので、常円は不動明王の靈験を人々に説いたところ、これを拝する者は病気を免れ、多くの人々の信仰を集めるようになった。その結果、明暦元年(一六五五)に不動明王は小堀河岸の地に招かれて、建立された常円寺の本尊としてその後も靈験を顕した。

この縁起も筆者者に関する注記はない。縁起の最後には「嘉永三庚戌初冬再刻」とあり、不動明王の靈験を宣伝するために版木が彫られていたことがわかる。三中は何らかの機会に縁起を入手して、『常総遺文』に収録したのかもしれない。収録の理由は千葉氏の歴史や平将門に関する記載があり、常総の歴史を知る史料として一定の意義を持つと判断したことによると思われる。

七番目の史料は山縣塩谷世弘なる人が記した安房国分村(千葉県館山市)孝子塚の顕彰文である。『続日本後紀』には萱野の出身の伴直主は承和三年孝心を賞され、終身田租を免じられ、門閭に旌せられたとあり、山縣氏はこの記述に基づいて、従来は不明であった墓の主を比

定して、顕彰を行っていた。この顕彰文の筆写者は不明だが、国学者である三中は古代史にも関心が深く、塚の埋葬者を比定した顕彰文に興味を持ち、『常総遺文』に収録したのではないだろうか。

以上、史料群毎に筆写者、収録の動機、史料の性格などに関して検討を加えてきた。判明した筆写者は大久保真菅・清宮秀堅・五頭玄仲・高橋鞠負などで、三中と交流が深い者である。清宮秀堅は『下総旧事考』編纂のために、下総国内の史料を多数収集していたが、その一部である中山法華経寺文書・弘法寺文書・福田家文書などが三中に送られて、『常総遺文』に収録されていた。三中自身が筆写した史料は一部であり、三中の史料収集は弟子・知人の活動に依存した形で実現していたと言える。同じ古文書収集者でも清宮秀堅のように現地を回る人と三中のように一か所に腰を据えていた人の二種類に分類できる。こうした相違が生じた理由に関しては、今後の課題である。

『常総遺文』の成立時期は従来明確ではなかったが、注記や『真菅日記』によれば、筆写年次は嘉永六年頃のものが多い（別表参照⁽⁴²⁾）。このことから、『常総遺文』は嘉永六年に収集されたものが主であり、嘉永七年十月

という水雲漢詩の作成時期から見て、嘉永七年（安政元年）の年末または翌安政二年前半に成立したと見られる。

表 注記や『真菅日記』により筆写年代が判明する史料群

史料名	筆写(作成)年代	筆写者	根拠
山口氏由緒書	嘉永三年九月三日	色川三中	注記
金丸村関係文書	嘉永六年正月十四日	大久保真菅	注記・真菅日記
新島石田家文書	嘉永六年五月	五頭玄仲	注記
宗任神社文書	嘉永六年七月以降	真菅または高橋	真菅日記
赤松家文書	嘉永六年五月〜九月	大久保真菅	真菅日記
仁江戸村埴輪絵	嘉永六年五月六日	大久保真菅	注記・真菅日記
宮本水雲漢詩	嘉永七年十月		真菅日記

注

- (1) 『国史大辞典』山本武夫氏執筆。
- (2) 長島尉信は『常総文書』『常陸国文書』などを編纂している。
- (3) 『常総遺文』の下総関係の文書は『房総叢書』で翻刻されているが、一部誤りが存在する。自治体の史料編にも『常総遺文』収録文書は断片的に掲載されているが、全体を通じた検討は加えられたことがない。
- (4) 伊能茂左衛門家は醤油醸造・販売を行っていた。この点に関しては、鈴木ゆり子「関東における醤油醸造業の展開―下総佐原村伊能茂左衛門家を中心に」(『商人と流通』山川出版社 一九九二年)がある。
- (5) 「部冊帳」のごく一部は伊能康之助家文書として『千葉県史料 近世篇 下総国上』に収録されていたが、近年、その前編が『佐原市史 資料編 別編』として収録された。この「部冊帳」の編纂過程に関しては、酒井右二「村政に関する元禄〜享保期の記録編纂作業―下総佐原伊能景利の事例から」(『千葉県史研究』第5号 一九九七年)が詳しい。
- (6) 前掲注(4)論文
- (7) 文書に関して注記で考証を加えるのは三中と同様であり、この時期の人々には文書をより客観的に把握しようとする姿勢が存在していた。また、裏書には物価に関する記述も多いが、三中も日記や記録に物価の上下を記述していて、この点も両者は共通する。
- (8) 清宮秀堅が三中に送った書状は『色川三中来翰集』(静嘉堂文庫所蔵)に多数収録されている。
- (9) 拙稿「大久保真菅の史料収集」(『茨城県史研究』第八

○号 一九九八年。

- (10) 『常陸志料』に宮内清右衛門家文書が収録されている
点は滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」
〔中世東国の地域権力と社会〕岩田書院〕に指摘がある。
- (11) 『茨城県史料 中世編Ⅲ』深谷文書解説。
- (12) 注(9)論文。史料は『結城市史 古代・中世史料編』
に収録。
- (13) 中里文書は現在も中里家の所蔵。『結城市史 古代・
中世史料編』に収録。
- (14) 注(9)論文。
- (15) 上杉謙信書状を『真壁町史料 中世編Ⅱ』は写とする。
- (16) 注(9)論文。
- (17) 注(9)論文。
- (18) 『茨城県史 中世編Ⅲ』の稲葉安次郎家所蔵文書解説。
- (19) 戦国時代・近世の下野における伊勢御師の活動に関し
ては、皆川義孝「戦国期下野の伊勢信仰に関する一考察」
〔駒沢大学 史学論集〕第二八号 一九九八年〕があり、
久保倉氏が外宮御師で、岩淵町に居住し、下野に下向し
て道者を組織していたことが述べられている。文書の宛
先は岩淵二頭太夫とあるが、これは居住地を名乗ったも
のである。
- (20) 『色川三中来翰集』に写しが収録されている。
- (21) 中井前掲書。柳沢鶴吉著『近世土浦小史』。
- (22) 文書は『八千代町史 史料編』に収録。内容は『八千
代町史 通史編』で詳細な検討が加えられている。
- (23) 注(9)論文。

(24) 『中山法華経寺文書』『市川市史 史料編』『千葉県史
諸家文書』などに収録。

- (25) 『千葉県の歴史 資料編 中世2 (県内文書1)』『中
山法華経寺文書』『市川市史 史料編』に収録。『常陸遺
文』の写しは原文書に忠実な筆写をしていて、幕末段階
での文書の状態が判明する。『千葉県の歴史 資料編』に
よれば、一部の文書に異筆で年号が加えられているが、
『常陸遺文』には年号などが写されていない文書が存在す
る。二七号の日忍書状の「暦応二年」「僧日忍」、五一号
の政秀等連署書状の「康応二年」は『常陸遺文』では写
されていないので、幕末以降に書き加えられたと推測で
きる。また、二六号の千葉胤貞書状の「預候、其節含此
旨」の部分は「預候者、畏入候」、「茶くりのかし」は
「茶くり給」と読める。ちなみに、八八号の豊臣秀吉判物、
八九号の豊臣秀吉書状の文書名は豊臣秀吉朱印状とすべ
きである。
- (26) 目録には日蓮書状九通があるが、注(25)の史料集には
未収録。しかし、九通全部が中山法華経寺収蔵文書とし
て、『昭和定本日蓮遺文』には掲載されている。現在は法
華経寺内の聖教殿に収蔵されている。
- (27) 注(9)論文。
- (28) 赤松家文書は『関城町史 史料編Ⅲ 中世関係史料』
『八千代町史』『茨城県史料 中世編Ⅲ』、円福寺文書は
『八千代町史』『茨城県史料 中世編Ⅲ』などに収録され
ている。
- (29) 『真壁町史料 中世編Ⅲ』勝田貞家文書 一、二号。

(30) 拙稿「近世における小田氏関係史料収集の背景」(『史苑』第五八卷三号 一九九八年)。

(31) 『三和町史 資料編 原始・古代・中世』第2編第1章第2節 3 福田家文書。

(32) 『近世史料Ⅲ 飯沼新発記』(茨城県史編さん委員会) 卷之三 四三号。

(33) 『古河市史 中世編』収録。原文書は福田家所蔵。

(34) 『結城市史 古代・中世史料編』『三和町史 資料編 原始・古代・中世』収録。

(35) 『関城町史 史料編Ⅲ 中世関係史料』第六章32号

(36) 『色川三中来翰集』にも埴輪の写しがある。

(37) 注(9)論文。

(38) 『龍ヶ崎市史 中世史料編』第三章第一節十二号。この文書は現在乙原村(茨城県阿見町)の小松沢家の所蔵。この文書の筆写の背景に関しては、『龍ヶ崎市史 中世編』第一章を参照。

(39) 『龍ヶ崎市史 中世史料編』第三章第一節八号。この銘の筆写の背景に関しては、『龍ヶ崎市史 中世編』第八章を参照。

(40) 新田英治「中世文献調査報告(四)」(『茨城県史研究』五四号 一九八五年)によれば、二通とも北義憲の花押である。一通目の花押の初見は天正十八年四月十三日の知行充行状、二通目の花押は慶長四年閏三月十一日の書状と類似している。

(41) 北義憲の慶長期の支配領域はいわき地方なので、この地方に出された文書とも考えられる。いわき地方にも小

高の地名がある。

(42) 大久保真菅による史料収集年代に関しては、拙稿参照。三中に送られてきた文書は『色川三中来翰集』に収録されているので、これからも筆写時期が判明する。

『常総遺文』収録文書一覽

文書名	宛名	発給年月日
卷一		
武田信玄書状	朝倉左衛門尉督	(元龜三) 一二・八
頼英書状	武田玄蕃頭	(元龜三) 五・二一
六角承禎書状	〃	(元龜三) 五・四
播磨(青山忠成)書状	勘羽殿など	七・二八
年貢勘定目録	鈴木五兵衛・久兵衛	慶長一八・五・一〇
年貢請取状	佐原の七郎右衛門・二郎右衛門	慶長一八・三・七
検地帳写(抄)		慶長一〇・七・二八
〃		慶長一九・八・一四
年貢割付状	津の宮村彦六郎・百姓中	寛永二・一〇・五
年貢皆済目録	佐原村名主中・惣百姓中	寛永一・三・二二
〃		寛永二・三・一〇
年貢請取状	大くら村外記	寛永三・一二・二七
夫錢請取状	佐原の七郎右衛門・二郎右衛門	慶長一九・三・一〇
年貢請取状	大くら外記	元和三・一一・二二
年貢請取状	佐原村七郎右衛門ら四人	元和六・一二・二七
年貢請取状	大蔵村外記	寛永六・一二・八
飯篠伊賀守墓碑	佐原村七郎右衛門・三郎右衛門	長享二・四・一五
梶塚主水書状		天正一九・一一・一四
三蔵村検地帳(抄)		永祿一一・四・一一
足利義氏朱印状	勝願寺	永祿二・四・一一
築田晴助書状		

足利晴氏禁制 高田郷検地帳(抄) 検地帳(抄) 高田村検地帳(抄) 潟役郷帳(抄) 八日市場堀口由緒書(抄) 潮来村百姓訴状 山口家旧記	磯辺郷之内大坊	大永 三・一〇・一二 天正 一九・一〇・三 慶長 四・七 延宝 二・一二・一五 元和 八・一二・二 寛永 一五カ
卷二 結城晴朝判物 結城晴朝願文 鰐口の絵 結城政朝宛行状 〃 足利高基感状 佐野・酒井連署奉書 上杉謙信書状写 真壁氏幹官途状 市村大炊助覚書 神田氏系図	酒より源六 中里対馬守 〃 〃 中里右京進 真壁右衛門大夫・真壁安芸守 市村大炊助 洪乗右近	天正 一四・九・一四 慶長 一五・五・二五 大永 八・八・二九 大永 八・一〇・一〇 永正 一七・八・二八 慶長 六・三・二七 天正 一七・一・一五 一〇・一〇
卷三 徳永式部少輔・永井監物連署書状 花房志摩守書状 久保倉伊織申状	花房志摩守 岩渕二頭太夫 御奉行所	子・二 九・七

柴山・金丸・深見村聞書 高田神社棟札 新嶋領百姓訴狀 吉田佐太郎判物 徳川家康判物 小見川判物 吉田佐太郎・栗飯原左衛門連署判物 大久保長安判物 吉田佐太郎・栗飯太連署判物 吉田佐太郎・栗飯原左衛門連署判物 大久保長安判物 新嶋領立初之覺書 新嶋領拾六島村高覺書	石田駿河守 小見川 石田主馬允 吉田佐太郎 石田主馬允 可嶋駿 吉田佐太郎 西代村鳥羽惣治右衛門	寛文 二・三・吉 寅 寅・三・一八 寅 寅・四 卯 一・一・一 辰 辰・二・八 辰 辰・二・八 卯 卯・二・八 辰 辰・三・八 辰 辰・二・八 卯 卯・二・八 享和 三・二・八
幸島・豊田年貢・公事注文 卷五 平某寄進狀 祥仙下知狀 常舜下知狀 里見義弘禁制 高城胤則禁制 原胤房安堵狀 平輔胤安堵狀	弁公御房 真間別当御房 求法寺 真間弘法寺	元享 三・五・一 大永 七・四・二〇 天文 四・一・三 永禄 二・二・一九 享德 五・六・二〇 享德 五・一〇・二五

千葉胤貞書狀	中山殿	八・一三
足利高基書狀	本妙寺衆徒中	(大永四) 三・一八
〃	本妙寺	夷則・二五
足利義氏書狀	法華經寺	(永祿七) 九・二六
〃	〃	一・二七
足利晴氏書狀	〃	五・二〇
豊臣秀吉朱印狀	〃	七・二三
日高讓狀	正和 三・	四・二一
〃	〃	〃
日高置文	正和 三・	四・二六
千葉胤直裏書(錯簡)	永享 三・一二・二四	〃
千葉胤貞寄進狀写	元応 二・一二・一	〃
〃	嘉暦 一・七・二一	〃
千葉胤貞願文写	嘉暦 四・七・八	〃
寂恵質券	元徳 三・九・四	〃
寂恵寄進狀	〃	〃
千葉胤貞讓狀案	〃	〃
〃	〃	〃
千葉胤貞書狀	建武 一・一二・一	一・六
千葉胤貞讓狀	建武 二・二・六	〃
千葉胤貞書下	建武 三・四・三	〃
千葉胤貞寄進狀	〃	〃
日忍書狀	〃	〃
千葉胤繼寄進狀	〃	〃
千葉胤繼讓狀案	〃	〃

政秀等連署書狀
円城寺胤朝奉書案
円城寺氏政奉書
希朝寄進狀
希朝壳券
清貞寄進狀
千葉胤清寄進狀
千葉胤清請文
千葉満胤安堵狀
千葉満胤遵行狀
胤家遵行狀
道憲打渡狀
足利氏満書狀
法義書狀
千田道胤壳券
千葉兼胤安堵狀
定忠安堵狀
千葉兼胤安堵狀
原胤義壳券
千葉胤直安堵狀
千葉胤隆安堵狀
隆敏判物
日蓮書狀
〃
〃 (前欠)

中山御坊中
日祐
日尊
御奉行所
本妙寺御僧
当寺別当御房
本妙寺別当
本妙寺別当御房
本妙寺
当寺別当弁法印
浄光院
本妙寺
富木殿
乗明
木田入道

応安 五・二 二・二九
永和 二・六 六・六
永和 三・三 三・一七
〃
康暦 二・六 六・二六
康暦 二・三 三・四
永徳 二・二 二・晦
永徳 三・二 二・二四
明徳 五・六 六・二九
明徳 五・六 六・晦
明徳 五・七 七・二
応永 四・二 二・二三
応永 一・七 三・二
応永 一・三 五・七
応永 二・七 二・二一
応永 二・九 七・七
応永 二・九 八・晦
永享 三・二 二・二四
永享 八・五 五・九
永正 一・二 二・七
永正 二・五 五・九
文永 一・〇 五・二六
一・二二
一・二七

日蓮書狀（前欠） 〃 日近書狀 日蓮書狀 六之介請取狀 日蓮書狀 〃 〃 日高申狀 立正安国論奥書写 立正安国論冒頭写 沙弥道正授与狀 日明避文 日忍附属狀 日遵寄進狀 日暁御入れ日記 日通置文	曾谷入道・大田金吾 大田 富城入道 土来 富木	下春・一〇 慶長 六・四・七 文 五・九・二五 一〇・二二 一〇・二二 一一・二九 正安 四・三 文永 一・二・八 文応 一 嘉元 四・一・二三 元応 二・四・二六 暦応 二・一・二六 康永 四・二・二 慶長 六・一・二〇 慶長 六・一二・二七
卷六は欠本	卷七	飯沼付近絵図 金子借用証文 〃 〃 〃 古沢小左衛門 古沢新衛門尉 古沢新右衛門・西村伝兵衛 古新右衛門 慶長一四・四・一七 慶長一五・一一・三〇 慶長一八・一〇・二八 慶長二〇・三・一一

金子借用証文	古沢新右衛門尉	元和二・九・一五
〃	新右衛門尉	元和二・一一・一一
〃	古沢新右衛門尉	慶長一八・四・五
〃	古沢五郎三郎	元和九・三・一〇
〃	古沢新右衛門	元和三・五・二一
〃	古沢新右衛門	元和三・二・二三
〃	古沢新右衛門	元和四・二・二
質入証文	古沢新右衛門	元和三・一〇・一七
質入預り証文	古沢新右衛門	寛永三・一二・二一
金子借用証文	古沢新右衛門尉	寛永三・一二・二八
〃	古新衛門	卯・四・二
奉公証文	古新右衛門	寛永四・二・二
誓約証文	古沢新右門	寛永四・二・四
眞壁城中略記	古沢新右衛門	寛永九・五・一二
多賀谷氏過去帳拔書		
多賀谷氏系譜の考察		
佐竹義重感状		
比丘賢畔証状	元龜二・五・二五	
赤松祐弁田畠打渡状	応永五・八・五	
赤松祐弁所領・学頭打渡状	応永一・八・一八	
赤松祐弁讓状	応永三・一〇・二	
重海目安	応永一一	
六戸持朝安堵状	応永一六・一二	
上杉持定安堵状	宝徳四・七・二	

多賀谷重經書狀	古沢新衛門尉	二・八
多賀谷重經力書狀	古沢新衛門	一・二八
多賀谷重經書狀	古沢新衛門尉・川澄囚獄	一〇・五
多賀谷泰經書狀	古沢金助	四・二
白井重暁書狀	古新右	四・二
多賀谷隆經書狀	古沢新右衛門	五・一五
脇差下ケ札		
鮭獻上に関する注記		
足利晴氏書狀	赤松入道高海	八・二八
足利高基宛行狀	高海	六・二
北条氏政書狀	築田中務太輔	五・二二
豊臣秀吉判物	多賀屋修理之介	(天正一五九) 一二・三
多賀谷三經宛行狀	古沢周防守	文祿 四・七・一五
豊臣秀吉書狀	多賀谷修理亮	(天正一一) 七・二九
福田氏系図		
足利義氏朱印狀	福田小次郎	弘治 四・二・一八
某袖判狀		元龜 二・一・一〇
足利義氏朱印狀		天正 三・三・一八
豊島貞繼判物	福田民部少輔	天正 六・一・二二
義昌判物	〃	天正 一〇・七・二八
周興書狀	〃	天正 一八・七・一・二九
豊臣秀吉禁制	山川讃岐守	天正 一八・七・一・二九
上杉謙信書狀	山川三郎	閏 一・四
浅野長吉書狀	山川讃岐守	五・一七
〃		

豊臣秀吉朱印状 〃 松平忠直掟書 山川系図 多賀谷系図 赤松祐弁墓誌 旗 結城寺新田検地帳抄 沼森村検地帳写 米麦貸日記 人物埴輪絵写 宮本水雲漢詩	山川菊松 山川讃岐守 山川讃岐守	一二・二七 一・三 (慶長一九)一〇 慶長一七・一〇・一七
卷八 東義久書状 伊勢千代丸書状 那須資晴書状 土岐治英判物 来迎院多宝塔銘(抄) 北義憲判物 北義憲判物 佐竹義篤判物 佐竹義昭判物 佐竹義重判物 義清一字書出	多下 真右 根本与五衛門 〃 鹿島宮惣追社人 〃 宗追彦七郎	二・二一 五・二五 四・二四 永禄八・四・二四 弘治二・五・吉 文禄四・九・二六 大永四・一〇・八 天文二・一〇・一〇 永禄八・一〇・二二

某判物 大塚親成書狀 親成判物 北条氏政書狀 足利高基宛行狀 豊臣秀吉判物 足利晴氏書狀 佐竹義重感狀 多賀谷三經宛行狀 徳川家康判物 野口豊前守覺書 龍頭山縁起 来迎院多宝塔銘 国分村古墳孝子塚碑文	惣追 惣瑞 築田中務太輔 高海 多賀屋修理之介 赤松入道高海 古沢周防守	甲戌・七・三 天正二〇・二 永祿一・四・一八 五・二二 六・一二 一二・三 八・二八 元龜二・五・二五 文祿四・七・一五 八・一一 慶長八・六・二〇 嘉永三・初冬 弘治二・五・吉
--	---	--